安全安心まちづくり

安全安心まちづくりに向けた取組み

市では、福生市安全安心まちづくり条例（平成21年4月1日施行）に基づき、犯罪のない、安全で安心して暮らすことができる福生市の実現に向けた取組みをまとめました。市民の皆さん一人ひとりが、「自分の安全は、自分が守る」という自主防犯意識を持つと同時に、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域住民や関係機関などとの連帯感を強め、犯罪が起こりにくい環境が整うように、ご協力をお願いします。

●取組みの概要

この取組みは4つの基本方針に基づき、取組みの方向性を示す目標を定め、行政・関係機関（警察・消防）・関係団体・市民・事業者が連携・協力し、自主的な活動を推進するための施策などを行なっていくものです。実施にあたっては、福生市安全安心まちづくり協議会により、施策の進捗状況に関する評価や変更等必要な事項について調査、審議を行ない、施策の効果的な推進を図っていきます。また、この取組みは3年ごとに見直しを行ないますが、期間の途中においても、社会情勢の変化に柔軟に対応し見直しを図っていきます。

【基本方針】

①「自分の安全は、自分が守る」という自主防犯意識の高揚を図る。

②「自分たちのまちは、自分たちで守る」という助け合いの意識を醸成（じょうせい）した地域づくりを進める。

また、関係機関（警察・消防）・関係団体・市民・事業者の連帯感を強め、自主的な参加による防犯活動を推進する。

③「犯罪にあわない、起こさない」ための環境づくりを推進する。

④安全に対する地域のコミュニティづくりの実現のため、継続的で効果的な取組みの仕組みを構築する。

【方向性】

目標 安全で安心して暮らすことができる福生市の実現

期間 平成22年度～24年度（3年間）

数値目標 刑法犯認知件数 平成20年972件から平成24年700件以下。

【施策】

▼市

①庁内体制の整備

②防犯意識の普及と啓発活動の推進

③市民活動への支援

④犯罪が起こりにくい環境の整備

⑤学校等における防犯対策の推進

⑥高齢者や障がいのある人を対象とした施策の検討

⑦防犯パトロールの実施

▼市民

①身の回りの安全点検

②地域における安全点検

③知識習得のための防犯講演会、研修会等への参加

④地域ぐるみの防犯活動への参加

⑤犯罪に対する情報の共有

▼事業者等

①従業員への啓発

②施設等の防犯対策

③地域の一員としての取組み

▼土地所有者等

①土地や建物等の防犯対策

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691

福生市消防団訓練のお知らせ

福生市消防団では、4月から5月にかけて、市内小・中学校の校庭を借りて、ポンプ操法訓練を行ないます。

この訓練は、火災が発生した際に、効果的かつ円滑に放水を行ない、火災による被害を最小限に抑えるために行なう訓練です。

近隣の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶実施場所

第1分団 第五小学校
第2分団 第一中学校
第3分団 第三小学校
第4分団 第一小学校
第5分団 第四小学校

問合せ 安全安心まちづくり課防災係☎551・1638

春の全国交通安全運動

＝4月6日(火)～15日(木)＝

メインスローガン

「やさしさが　走るこの街　この道路」

目的 この運動は、市民に交通ルールの遵守（じゅんしゅ）と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点

①すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

②自転車の安全利用の推進

③飲酒運転の根絶

④二輪車の交通事故防止

問合せ 福生警察署交通課交通総務係☎551・0110

平成22年度『家具転倒防止器具支給事業』開始時期決定のお知らせ

市では、今年度も『家具転倒防止器具支給事業』を行います。

今年度の申請受付は5月6日より、市内の協力店舗で行ないます。詳しい申請方法は、広報ふっさ4月15日号でお知らせします。

■「家具転倒防止器具支給事業」とは？

この事業は、福生市に居住し、住民登録または外国人登録を行なっている方で、希望する世帯主に対して上限15，000円相当の家具転倒防止器具を現物で支給する事業です。

支給する世帯数には限りがありますので、先着順の申請とさせていただきます。

なお、申請は申請年度を問わず1世帯1回限りとなりますので、昨年度支給を受けた世帯は申請ができません。

■家具転倒防止器具について

家具転倒防止器具とは、タンス等の転倒を防ぐ突っ張り棒や、家具の下に敷く安定板、ガラスの飛散を防止するシートなど、地震が起きた際に家具等が倒れたり落下することによる被害を防ぐためのものです。

支給の対象となる器具は、市内の協力店舗や公共施設等で配布予定のパンフレットで紹介します。

■支給の申請について

支給の申請は、協力店舗で器具等のアドバイスを受けて、その場で申請を行ないます。また、65歳以上の高齢者及び障害者等の方のみの世帯で、器具の取付けを希望する場合は取付け支援も合わせて申請することができます。

■器具の支給の方法

器具の準備ができ次第、申請を行なった各協力店舗より器具が配布されます。

問合せ 安全安心まちづくり課防災係☎551・1638

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

記録が残っている昭和43年以降、交通死亡事故が起きていない日は一度もありません。毎日誰かが交通事故で亡くなっています。

道路を通行する皆さんが交通ルールを守り、お互いを思いやる気持ちを持つことが悲惨な交通事故を減らします。

4月10日を機にもう一度交通ルールやマナーの再確認をし、皆さんで交通事故を減らしていきましょう。

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

4月7日(水)・8日(木)・9日(金)

市では、市内の駅（東福生駅を除く）から約300m以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。自転車等放置禁止区域の道路や駅前広場・公園などの公共の場所に、自転車・原付が駐輪されると、警告札を取り付け、その後撤去し、自転車保管場所で保管します。

駅周辺に自転車などでお出かけの際は、自転車等駐車場をご利用ください。市民の皆さんのご協力をお願いします。

※保管した自転車などを返還する際は、撤去保管料（自転車1，000円、原付2，000円）をいただきます。

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691

■市内の地区別空き巣・ひったくり発生状況
（平成22年1月から2月末まで）

	面積(㎢)	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本町	0.16			1	
志茂	0.28				
牛浜	0.23			1	
武蔵野台	0.49				
福生	1.80	1	+1	3	
熊川	2.57	1	+1	1	
北田園	0.32				
南田園	0.41				
加美平	0.61			1	
東町	0.05				
合計	6.92	2	+2	7	0

ひとりで悩まず、まず相談を「心の相談」

対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。

日時 4月23日(金)午後1時～2時30分

場所 福祉センター相談室

対象 心の問題や病気を持つ市民とその家族など

定員 先着2人（予約制）

※相談内容は秘密厳守、相談料は無料

申込み 4月5日(月)から（日曜を除く午前8時30分～午後5時15分の間に）社会福祉協議会・成年後見センター福生☎552・5027へ。